



# 生活困窮者の就労支援において活用可能な施策（令和7年4月時点版）

●：生活困窮者自立支援制度による支援、★：ハローワークにおける支援、■：ひとり親家庭の就業支援、◆：障害福祉サービス、○その他

▲最新版はこちら  
(厚生労働省HP)

※ 相談者が下記の属性に該当する場合は、一般施策に加えてそれぞれの属性に応じた施策を活用可能。

	一般							
	ひとり親	若年者	中高年世代	高齢者	外国人	刑務所出所者等	障害者	
就労に向けた相談	●①自立相談支援事業	■①就業支援事業						
一般就労を目指す前の準備	●③就労準備支援事業 ●④認定就労訓練事業		○(2)③地域若者サポートステーション (担)		★(5)①外国人雇用サービスセンター・②外国人雇用サービスコーナー ★(5)外国人就労・定着支援事業		(担) 〇(6)②地域障害者職業センター 〇(6)①障害者就業・生活支援センター	◆③就労継続支援B型（非雇用型） ◆②就労継続支援A型（雇用型）
資格・技術の習得支援	★(1)③教育訓練給付金 ★(1)②求職者支援制度 ★(1)①公共職業訓練 ●②自立相談支援事業の就労支援員による支援	■③就業支援講習会等事業 ■④自立支援教育訓練給付金 ■⑤高等職業訓練促進給付金等 ■⑥高等職業訓練促進資金貸付事業 ■⑦高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ■⑧在宅就業推進事業					★(6)③公共職業訓練（障害者訓練）	◆①就労移行支援
専門的な個別支援	(担)	(担)	○(2)③地域若者サポートステーション (担)	(担)	(担)	(担) 〇(7)②更生保護就労支援事業	(担) 〇(6)② 〇(6)①	
求人情報提供	★(1)④ハローワークの一般窓口 ★(1)⑤マザーズハローワーク事業	■⑨就業情報提供事業	★(1)⑤マザーズハローワーク事業 ★(2)①わかものハローワーク	○(2)④ジヨブカフェ ★(2)②新卒応援ハローワーク	○(2)③地域若者サポートステーション (担) 〇(1)①中高年層（ミドルシニア）専門窓口事業	★(4)①生涯現役支援窓口事業 ○(4)②シルバー人材センター事業	★(7)①刑務所出所者等総合的就労支援事業	
職業あっせん							(担) 〇(6)④ハローワーク専門援助部門による支援	
就職後の定着支援				○(2)③地域若者サポートステーション (担)	★(5)④	○(7)②	〇(6)② 〇(6)①	◆④就労定着支援
その他	●⑤住居確保給付金 ○⑥生活福祉資金貸付	■⑩就業環境整備支援事業 ■⑪母子父子寡婦福祉資金貸付金 ■⑫ひとり親家庭住宅支援資金貸付						

※ (担)：担当者制による個別支援を行っているもの。